

比内支援学校 いじめ防止基本方針について

平成 25 年 6 月 28 日に「いじめ防止対策推進法（以下推進法）」が施行された。推進法の第 13 条には、学校は「学校いじめ防止基本方針」を策定する旨が規定されており、本県でも昨年 12 月に「秋田県いじめ防止等の基本方針」が示された。

本校でも「全職員で」「保護者や地域との連携の下」いじめの未然防止、早期発見に努め、児童生徒が安心して過ごせる学校づくりにより一層取り組んでいくべく、比内支援学校「いじめ防止基本方針」を策定する。

（１）いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒等と一定に人間関係にある他の児童生徒等が行う、心理的又は、物理的な環境を与える行為であって、当該行為の対象になった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 1 総則・基本方針 第 2 条より）

（２）いじめ問題に関する基本的な方向性

- ・教職員は「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる」という共通認識の下、全ての児童生徒が「いじめを行わない」「いじめを認識しながら傍観しない、放置しない」学校（学部・学級）経営に努め、いじめの未然防止及び早期発見に取り組む。
- ・全ての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ことを理解させるとともに、自他の違いや個性を認め、尊重し合い、児童生徒自身がいじめをなくすために主体的に行動したりする態度を育む。
- ・日頃から、児童生徒に関する情報を職員や家庭間で共有するとともに、いじめ問題に関する積極的な校内体制を強化する。

（３）学校の取組

- いじめの防止のために（日々の学校・学級経営を中心に）
 - ・全員が安心して過ごせる学級環境づくり（児童生徒に寄り添う姿勢、不適切な言動及び体罰防止の徹底）
 - ・全員が分かる、活躍できる授業づくりと互いに認め合う場面設定（自己肯定感を高められる実践）
 - ・集会や学級活動（ホームルーム）時における、道徳教育や人権教育の充実
 - ・仲間と困難を乗り越えたり、地域の人に感謝されたりする学習内容の設定
 - ・児童生徒や保護者が、悩みや困りごとを教職員に相談できるような信頼関係の構築
 - ・児童生徒の様子の把握、変化への気づきと情報共有（複数の目で）

● 早期発見のために

- ・休み時間や放課後の雑談や、部活動担当者との情報交換による交友関係や悩みを把握（主に担任）
- ・生徒アンケートおよび生徒面談の定期的な実施（中高：年2回）、個別面談や家庭訪問時の聞き取り（担任）
- ・保健室利用状況等に関する養護教諭との情報共有（担任、生徒指導）
- ・登下校指導や休み時間の校内巡視による、児童生徒の生活する場の異状点検（管理職・生徒指導）
- ・学校の教育相談体制の定期的な評価及び点検（管理職）

● いじめを認知した際に・・・

- ・いじめが疑われる行為を発見した、またはいじめの相談や通報を受けた場合には、速やかに関係児童生徒から聞き取りを行うなどして情報収集し、正確な事実確認を行う。
- ・いじめの事実が認められた場合、管理職を中心に指導・支援体制（注1）を組み、いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒、および保護者への対応を検討する。
- ・いじめられた児童生徒に対しては、徹底的に守り通すことを約束し、「あなたが悪いのではない」ことなどを伝えるなどして、不安を除去し、自尊心を高められるような働きかけを行う。また、安心して学校生活をおくれる環境設定に努める。
- ・いじめを行った児童生徒に対しては、「いじめが決して許される行為ではない」ことを理解させるとともに自らの行為の責任を自覚させる。また、教育上必要があると判断した場合、学校教育法第11条に基づき、児童生徒に対して懲戒を与える。ただし、その際に「いじめ」行為に及んだ背景にも目を向けながら、方針を決定する。
- ・当該児童生徒の保護者に対しては、家庭訪問等により判明した事実関係や学校における対応、家庭との連携方法を適時伝える。

<いじめが収束したと思われても・・・>

- ・いじめに直接関与しなかった児童生徒に対しても、いじめを見た時に誰かに伝える勇気が大切であることや、傍観したりはやし立てたりする行為が加担する行為と一緒であることなどを伝え、再度いじめが起きないような学校・学級風土の醸成に努める。

（注1） いじめを認知した場合「いじめ対策委員会（仮称）」を招集する。構成員は校長・教頭・教育専門監・学部主事・学級担任・特別支援教育コーディネーター・生徒指導主事を基本とし、状況に応じて必要な人員を加えるものとする。